

八戸地域広域市町村圏事務組合 地球温暖化対策実行計画事務事業編（概要）

◆目的と本計画の位置づけ

- 本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温暖化対策推進法という。）の規定に基づいて策定するもので、八戸地域広域市町村圏事務組合の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減計画です。

◆計画期間

- 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までとします。

◆基準年度

- 令和6（2024）年度とします。

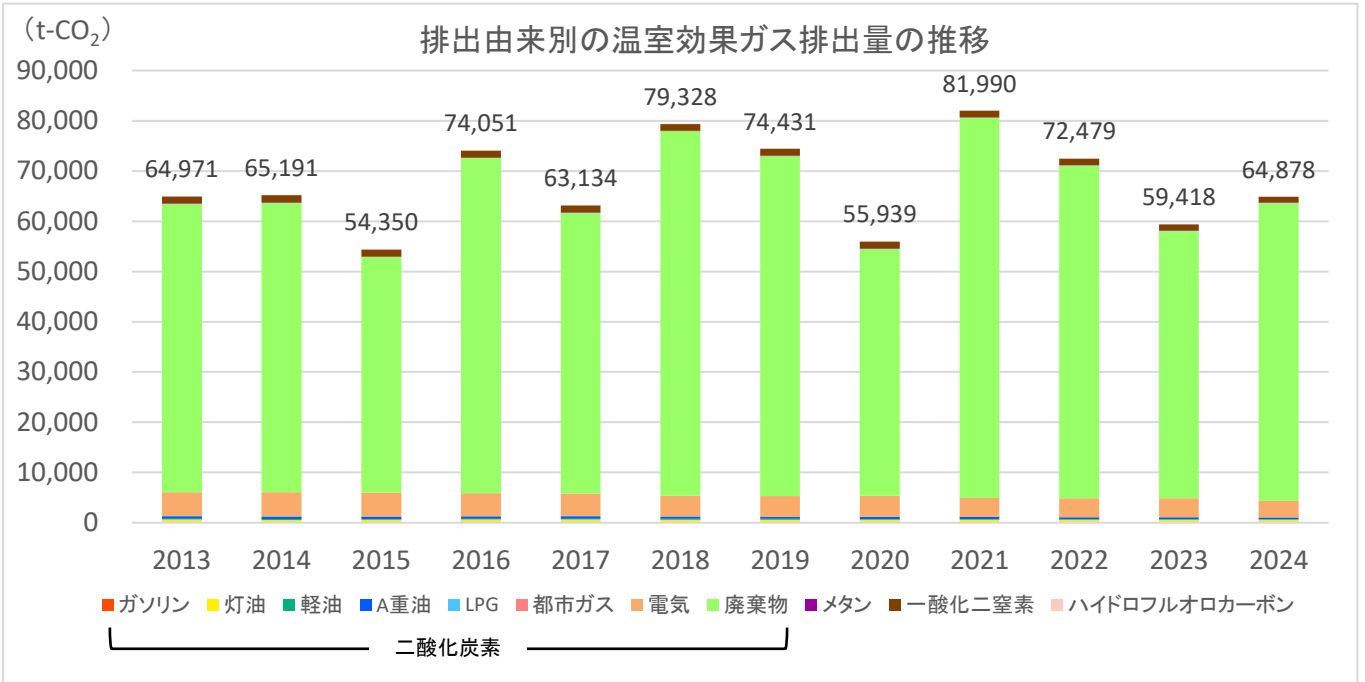
◆対象とする事務事業

- 組合が行う事務事業のうち、外部に委託する事務事業を除いた全ての事務事業を対象とします。ただし、外部に委託する事務事業であっても、エネルギー使用量等を把握できる事務事業は対象とします。対象範囲を以下に示します。

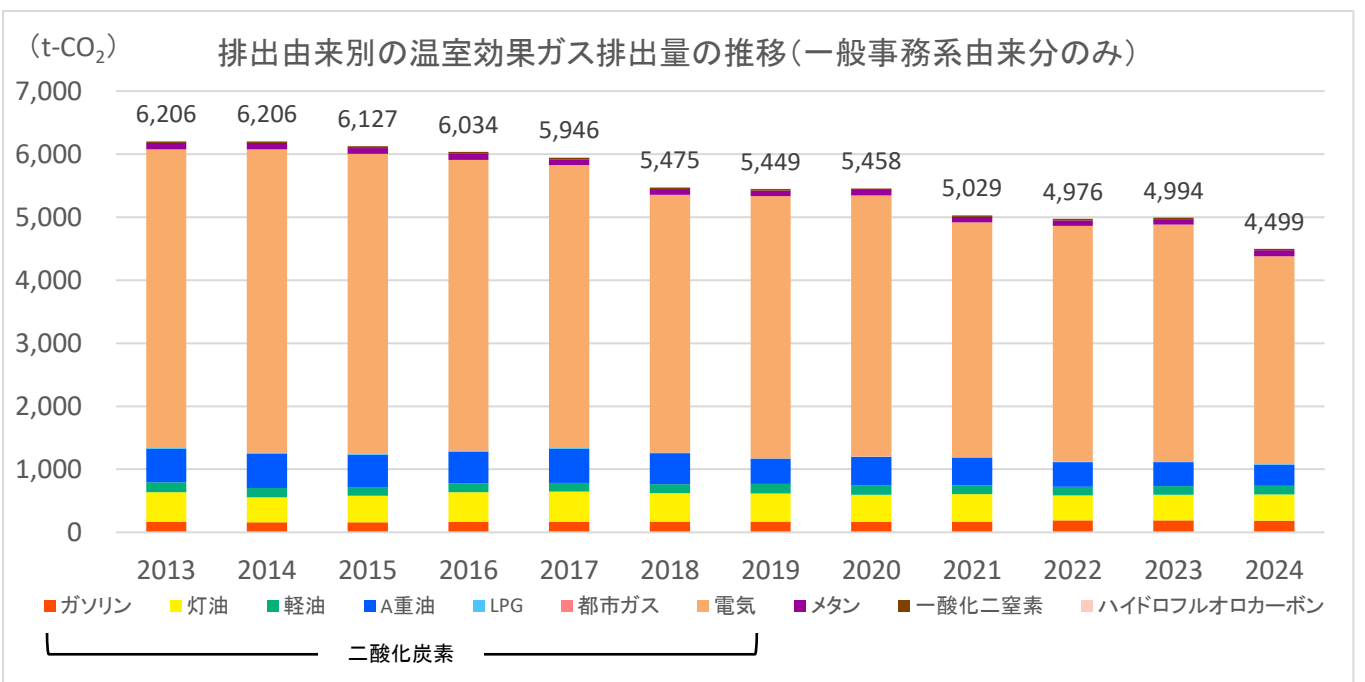
部署	施設		車両台数（台）
総務課	なし（八戸市庁内）		1
介護認定審査課	なし（八戸市庁内）		1
八戸清掃工場	八戸清掃工場第一工場 八戸清掃工場第二工場		4
八戸リサイクルプラザ	八戸リサイクルプラザ		3
八戸環境クリーンセンター	第1処理場 第2処理場		3
消防本部	八戸消防署 河原木分署 南郷分遣所 尻内分遣所 桔梗野分遣所 根城分遣所 八戸東消防署 鮫分署 階上分署	小中野分遣所 三戸消防署 名川分署 田子分署 福地分遣所 五戸消防署 西分遣所 おいらせ消防署 北分遣所	87

◆ 温室効果ガス排出量の推移

- 2013～2024 年度における温室効果ガス排出量の推移は以下のグラフのとおりです。なお、2013～2023 年度におけるエネルギー使用量等の実績データに不足する部分があるため、実際の排出量は以下データより多かったと考えられます。
- 以下に示すとおり、組合の事務事業における温室効果ガス排出量の大半は、一般廃棄物処理に由来する二酸化炭素です。



- 以下のグラフは、一般廃棄物処理に由来する分を除いた一般事務など（以下、一般事務系という。）に由来する温室効果ガス排出量の推移を示しています。2013～2024 年度に渡って、電気の使用に伴う二酸化炭素が最も多く排出されています。

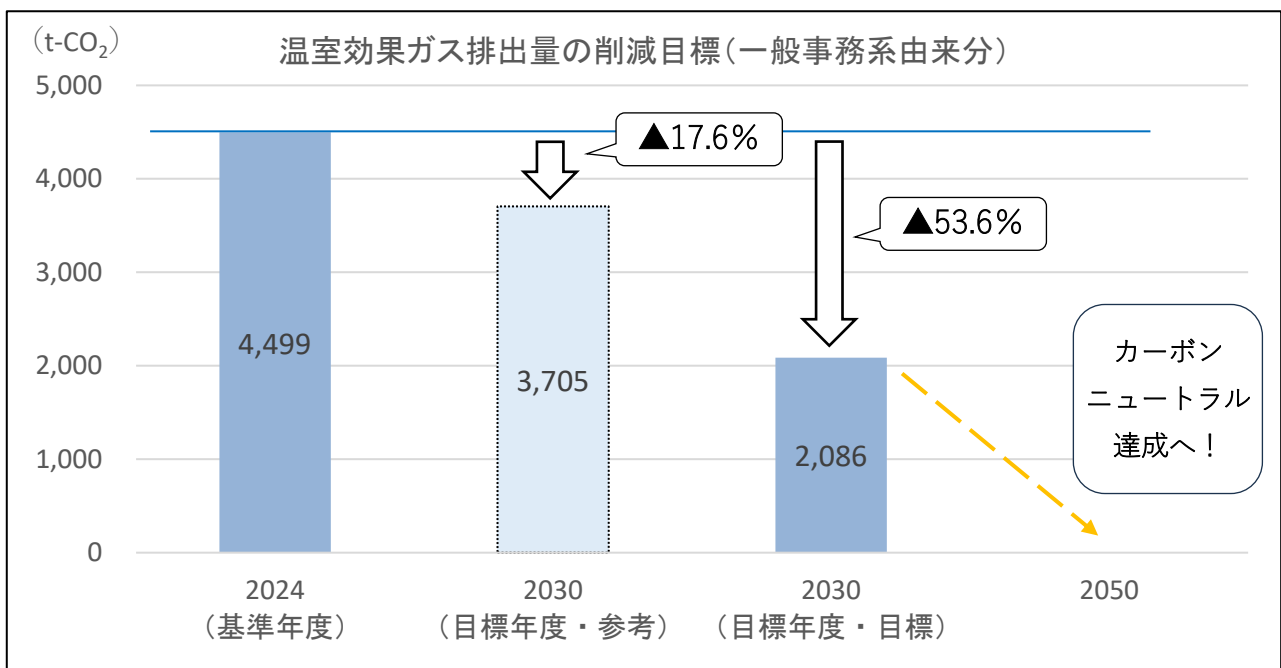


◆削減目標の設定

- 温暖化対策推進法に基づく政府の地球温暖化対策計画によれば、地方公共団体実行計画に関する目標は、原則として政府実行計画の目標（2013年度比で2030年度50%削減）を踏まえることが望ましいとされていますが、組合においては2013～2023年度の実績データに不足する部分があるため、実績データが揃っている2024年度を基準年度とすることとします。
- また、組合の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の9割は一般廃棄物処理に由来しますが、現状では計画的に大幅な削減を図ることは難しいと考えられることから、一般事務系由来と一般廃棄物処理由来とを区分し、当分の間、本計画では一般事務系由来の温室効果ガスの削減に向けた取組みを推進することとし、目標を以下のとおり設定します。

温室効果ガス排出量（一般事務系由来分）の削減目標

令和12（2030）年度における温室効果ガス排出量を
令和6（2024）年度比で **53.6%削減**



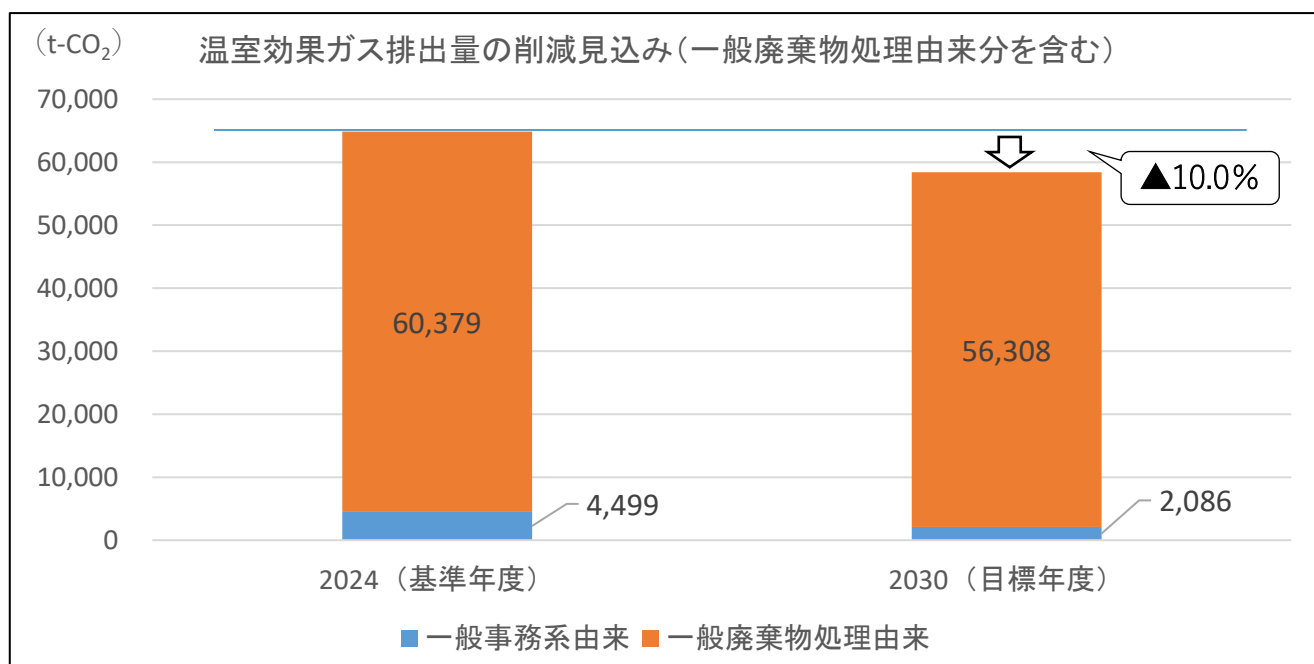
- この削減目標は、後述する各取組による削減量の積上げにより設定したものです。
- なお、この目標は政府実行計画の目標と同程度の削減を見込む場合の17.6%削減（※）を大きく上回るものであり、また、データが揃っていない年度ではありますが2013年度と比較した場合は66.4%削減となる目標設定となります。

※政府実行計画の目標である「2013年度比で2030年度50%削減」より、1年あたりの削減率は、 $50(\%) \div (2030(\text{年}) - 2013(\text{年})) = 2.9(\%/年)$ となります。

この削減率2.9(%/年)を元に、基準年度である2024年度から2030年度までの残り年数から削減率を算出すると、 $2.9(\%/年) \times (2030(\text{年}) - 2024(\text{年})) = 17.6\%$ となります。

◆【参考】一般廃棄物処理由来分を含めた場合

- 以下のグラフは、一般廃棄物処理由来分を含めた場合の温室効果ガス排出量の削減見込みを示しています。一般廃棄物処理由来分については、2024年度から2030年度までの6年間に於いて、直近6年間と同様に一般廃棄物処理量が減少すると仮定しています。
- なお、一般廃棄物の減量に関する取組として、例えばプラスチックの分別収集とリサイクル等に取り組むことにより、大幅な温室効果ガス排出量削減が見込まれますが、現時点では実施時期やリサイクル量等が未定のため、以下のグラフにはその削減分は含めていません。今後、構成自治体と連携し、本計画の対象とするよう具体的な検討を進めます。



◆排出量削減のための取組（抜粋）

- 温室効果ガス排出量のための取組と、その取組によって見込まれる削減量は表のとおりです。

エネルギー使用量の削減の取組等	削減量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
清掃工場第一工場の発電機の更新	929	20.7
清掃工場第二工場の休止	539	12.0
公用施設の照明器具のLED化	213	4.7
鯨分署(消防)の暖房の電化	46	1.0
環境クリーンセンターの処理水量の減少	421	9.4
電力排出係数の変化	265	5.9
合計	2,413	53.6

※「削減率」は、2024年度の一般事務系由来温室効果ガス排出量比。

※「環境クリーンセンターの処理水の減少」は、処理水の減少に伴うメタン削減量、及び設備稼働に要する電気使用量の減少に伴う二酸化炭素削減量を示します。

※「電力排出係数」とは、電気消費量1kWhあたりのCO₂排出量を示す係数で、2024年度における東北電力の通常プランの係数は0.402(kg-CO₂/kWh)で、2030年度には全国的に0.250(kg-CO₂/kWh)まで削減される見込みです。